

第二部会 審議資料

環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の
項目選定及び項目別審議について

(年月日) 平成29年1月23日

(事業名称) (仮称) 芝浦一丁目建替計画

- 1 選定した環境影響評価の項目 12項目 (選定した理由 P 89~90)
大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、風環境、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガス

【廃棄物】

工事の施行に伴う廃棄物の予測において、予測事項を建設工事に伴う建設発生土及び建設廃棄物の排出量等としているが、本事業においては既存建築物の解体も行うことから、解体工事に伴う廃棄物の排出量等についても、予測・評価すること。

- 2 選定しなかった環境影響評価の項目 5項目 (選定しなかった理由 P 91)
悪臭、水質汚濁、地形・地質、生物・生態系、史跡・文化財

意見なし

- 3 都民の意見及び周知地域区長の意見

別紙のとおり

「（仮称）芝浦一丁目建替計画」環境影響評価調査計画書に対する都民の意見及び周知地域区長の意見

1 意見書等の件数

都民からの意見書	0 件
周知地域区長からの意見	1 件
合 計	1 件

2 周知地域区長からの意見

【港区長】

○総論

- 1 環境影響評価書案を作成する際には、調査方法、評価の基準などについて、内容及び表現をさらに工夫し、本計画の特徴が適切に表記されるなど、区民が理解しやすいものとなるようにしていただきたい。
- 2 計画地周辺の住民及び関係者等からの街づくりを含めた意見・要望等を尊重し真摯に対応していただきたい。

○各論

1 工事計画について

- ・ 「港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱」（以下「区要綱」という。）の内容を踏まえ、近隣紛争の未然防止、地域における生活環境の保全に努めること。
- ・ 解体建物にアスベストが使用されている場合は、吹き付け材、保温材等のほか、アスベスト含有成形板の使用状況についても十分な事前調査を行い、調査内容を書面で記録し、保管すること。また、区要綱や大気汚染防止法等の法令に基づく報告や届出及び飛散防止対策を講ずるとともに、適切な廃棄物処理を行うこと。周辺住民からの問い合わせがあった場合は、調査方法及び処理方法を丁寧に説明すること。
- ・ 建設作業実施届出など必要な事前届出をすると共に、十分な近隣説明を行うこと。
- ・ 建設作業にあたっては、騒音、振動、粉塵等、周辺環境に与える影響を低減するよう適切な対策を講じること。
- ・ 工事車両について、騒音、振動、渋滞など周辺への影響を考慮し、車両の出入りする動線や時間帯等を工夫すること。

2 防災対策について

事務所、商業施設、ホテル及び住宅が整備されることのほか、大規模高層という点を踏まえ、勤務者や来訪者等のための一時停留場所や備蓄物資の確保、備蓄倉庫の整備など、震災対策に配慮した計画とすること。

3 交通について

環境影響評価書案には、本事業に伴い生じる交通量や流れの変化による周辺環境の変化について予測評価を分かり易く記載すること。特に、車両出入口付近等建築物周辺の変化を丁寧に記載すること。

4 風環境について

- ・ 港区ビル風対策要綱に基づく届出等を遅滞なく提出すること。
- ・ 風洞実験等に際しては、防風植栽模型の形状やセンサーの取り付け位置等について詳細に写真撮影を行い「風環境予測と対策の届出」において報告すること。
- ・ 工事期間中の風の測定などについては、周辺からの要望が出た場合は対応すること。

5 温室効果ガスについて

- ・ エネルギーを利用する機器については高効率なものを採用すること。
- ・ みなとモデル二酸化炭素固定認証制度に基づき、港区と協定を締結した自治体から産出される協定木材等の国産材の使用に努めること。

「（仮称）芝浦一丁目建替計画」に係る環境影響評価調査計画書について （案）

第 1 審議経過

本審議会では、平成 28 年 11 月 22 日に「（仮称）芝浦一丁目建替計画」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第 2 審議結果

【廃棄物】

工事の施行に伴う廃棄物の予測において、予測事項を建設工事に伴う建設発生土及び建設廃棄物の排出量等としているが、本事業においては既存建築物の解体も行うことから、解体工事に伴う廃棄物の排出量等についても、予測・評価すること。

第 3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第 47 条第 1 項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域区長の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	平成 28 年 11 月 22 日	・ 調査計画書について諮問
部 会	平成 29 年 1 月 23 日	・ 環境影響評価の項目選定及び項目別審議 （大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、風環境、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガス） ・ 総括審議
審議会	平成 29 年 1 月 26 日	・ 答申（予定）

第二部会 審議資料

資料 2 - 1

(事業名) 川口土地区画整理事業

部会審議項目(12)

大気 騒音 振動 水質 水循環 地形 動物 植物 生態 景観 自然 廃棄 (□は終了)

(環境影響評価の項目) 水質 (選定した項目)

(年月日) 平成 29 年 1 月 23 日

項 目	環境影響評価準備書	関連頁
調査結果の概要	(1) 調査項目 (2) 調査の基本的な手法 (3) 調査地域・調査地点 (4) 調査期間 (5) 調査結果	P9. 4-1～ P9. 4-12
予測及び評価の結果	(1) 予測 (2) 環境保全措置の検討 (3) 評価 (4) 事後調査	P9. 4-13～ P9. 4-22
都民の主な意見	別紙のとおり	
項目検討の内容	(1) 検討年月日 平成29年 1 月 6 日 (2) 担当委員 佐々木 裕子 委員 (3) 検討結果 意見なし	

都民の主な意見[※]

- 岩盤の破碎に火薬が用いられない所では、薬剤や重機で代替しているが、薬剤を用いると、地下水の汚染の元凶となる為、使ってはならない。

※ 環境影響評価法第 19 条の規定により事業者から送付された意見の概要より

第二部会 審議資料

資料 2 - 2

(事業名) 川口土地区画整理事業

部会審議項目(12)

大気 騒音 振動 水質 水循環 地形 動物 植物 生態 景観 自然 廃棄 (□は終了)

(環境影響評価の項目) 地形及び地質 (選定した項目) (年月日) 平成 29 年 1 月 23 日

項目	環境影響評価準備書	関連頁
調査結果の概要	(1) 調査項目 (2) 調査の基本的な手法 (3) 調査地域・調査地点 (4) 調査期間 (5) 調査結果	P9. 6-1～ P9. 6-18
予測及び評価の結果	(1) 予測 (2) 環境保全措置の検討 (3) 評価 (4) 事後調査	P9. 6-19～ P9. 6-28
都民の主な意見	別紙 1 のとおり	
項目検討の内容	(1) 検討年月日 平成29年 1 月13日 (2) 担当委員 杉田 文 委員 (3) 検討結果 意見あり (別紙 2 のとおり)	

都民の主な意見[※]

- 斜面の安定性を示す最小安全率の予測結果は、P.9.6-23 の表 P.9.6-7 によると、地震時、予測断面 A-A'、B-B' において「1.00」、C-C' において「1.05」となっています。これは「宅地防災マニュアルの盛土法面の安定に必要な最小安全率」の基準 1.00 と同じ又は僅かに上回るだけの予測結果となっています。この安定性の計算は、地震時はまずもって基準値すれすれの結果となっており、市民としては大きな不安を覚えます。考える土砂災害にはどのようなものがあり、それについてどのような対策をとるのか、市としての具体的な回答を知りたいところです。
- B-B' 断面（資料 P.5.1-1）では円弧の中心がメッシュ外枠上にあり、これが最小安全率を示す点とは言えない。（他の断面では全てメッシュの中に中心点がある）より上位に最小安全率を示す点がある可能性があると考えなかったのか。中心点を求めるには、周囲よりも安全率が小さいことを確認すべきではないか。これはすべり計算を行う技術者なら当然知っていることではないか。
- 準備書 P.9.6-9 には、計画地は美山ユニットの地層であり、その走向は北西から南東であり、傾斜は南西に 30～80 度になっている。と表記されている。こうした基礎的な地層状況が全く反映されていない。特に傾斜を反映する A・B の各断面の基礎地層はかなりの傾斜となっているはずである。この基盤地層の傾斜による滑りなどの影響が考慮されていない。
- ボーリング柱状図が示されていないのはなぜでしょうか。他の環境アセスでは示されているものです。資料が不十分です。
- 切土部分の危険予測はどのようになっているのでしょうか。集中豪雨等による土砂災害の危険性は高まっています。盛土切土による危険予測は大変重要です。評価のやり直しを求めます。
- 都市計画法に規定する開発行為の許可等に関する審査基準では切土法面で原則最大で 30m、盛土法面で最大 18m と規定があるが、本計画の最大法面は盛土面で 40m を超えるとしており、審査基準違反は明らかである。また、この法面直下は住宅地であり、老人福祉施設もあるところで、安全上、このような造成計画は許されないものとする。

※ 環境影響評価法第 19 条の規定により事業者から送付された意見の概要より

項目：地形及び地質

意見	意見の取扱いについての事務局案
1 地震時における斜面の安定性の予測結果において、円弧すべりの最小安全率は、「宅地防災マニュアル」の盛土法面の安定に必要な最小安全率と同値又はわずかに上回る程度であることから、環境保全措置を徹底し、斜面の安定性に与える影響の低減に努めること。	指摘の趣旨を答申案に入れる。
2 B-B'断面における円弧すべりの最小安全率（常時）の予測結果において、メッシュの表示が不適切であり最小安全率を導き出した過程が不明確であることから、改めて適切なメッシュを表示した上で、最小安全率の検証を行うこと。	指摘の趣旨を答申案に入れる。

第二部会 審議資料

資料 2 - 3

(事業名) 川口土地区画整理事業

部会審議項目(12)

大気 騒音 振動 水質 水循環 地形 動物 植物 生態 景観 自然 廃棄 (□は終了)

(環境影響評価の項目) 廃棄物等 (選定した項目) (年月日) 平成 29 年 1 月 23 日

項目	環境影響評価準備書	関連頁
予測及び評価の結果	(1) 予測 (2) 環境保全措置の検討 (3) 評価 (4) 事後調査	P9. 12-1～ P9. 12-10
都民の主な意見	別紙のとおり	
項目検討の内容	(1) 検討年月日 平成29年 1 月12日 (2) 担当委員 池本 久利 委員 (3) 検討結果 意見なし	

都民の主な意見※

- 造成で発生する総土工量は切土及び盛り土が其々300 万 m^3 併せて約 600 万 m^3 になっています。しかし国土交通省が定めている盛り土に対するほぐし土量変化率を採用すれば天合峰の土質では 1.3 から 1.7 倍となり、転圧したとしても 600 万 m^3 を大きく超えてしまうが、超えてしまう土はどこに持っていくのか、切土・盛り土のバランスを持たせるとしているが、数値が合いません。

※ 環境影響評価法第 19 条の規定により事業者から送付された意見の概要より